

計画策定年度	令和2年度
計画主体	幸田町

# 幸田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 幸田町環境経済部産業振興課  
所在地 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1  
電話番号 0564-63-5121 (直通)  
FAX 番号 0564-63-5129  
メールアドレス sangyo@town.kota.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、タヌキ、アナグマ、キツネ、イタチ(オス)、 カラス(ハシブト・ハシボソ)、カワウ、ドバト、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カルガモ、 スズメ、キジ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	愛知県額田郡幸田町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状:被害面積、被害数量、被害金額(令和元年度)

鳥獣の種類	被害面積:a	被害数量:Kg	被害金額:千円
イノシシ	351	25,721	5,263
ニホンザル、ニホンジカ	0	0	0
ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、 タヌキ、アナグマ、キツネ、イタチ(オ ス)	33	4,150	1,873
カラス(ハシブト・ハシボソ)	74	12,212	2,545
カワウ、ドバト、キジバト、ムクドリ、 ヒヨドリ、カルガモ、スズメ、キジ	28	2,788	784
合計	486	44,871	10,465

(2)被害の傾向

<p><b>【イノシシ】</b></p> <p>平成 27 年度から 29 年度の幸田町鳥獣害対策協議会による侵入防止柵設置や獣害対策事業の防護柵・電気柵により、被害は減少しているが、依然として被害が発生している。農作物被害の発生時期は、主に収穫期であり、農作物の食害、農地の掘り起こし等が発生している。山林近接地である里山が生息地となっており、里山を中心に被害が発生しているが、農地や民家周辺でも被害が発生している。</p> <p><b>【ニホンザル、ニホンジカ】</b></p> <p>目撃、農作物被害はなくなったが、周辺市町で捕獲されていることから、今後の被害が懸念される。</p> <p><b>【小・中型獣類】</b></p> <p>果樹園を中心に被害が発生している。主にハクビシンによる被害が報告されている。</p> <p><b>【鳥類】</b></p> <p>果実・野菜・水稻の被害が発生している。特にカラスによる果樹被害が多く報告されている。鳥類の捕獲は困難であるため、今後の被害拡大が懸念される。</p>
--

(3)被害の軽減目標

被害額・数量	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
農作物被害面積	486 a	340 a
農作物被害数量	44,871 kg	31,410 kg
農作物被害金額	10,465 千円	7,325 千円

※令和元年度の被害から 30%以上の減少を目標とした

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題												
捕獲等に関する取組	<p><b>【有害鳥獣捕獲業務】</b> 幸田町から幸田猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託している。 捕獲期間:4月1日～翌年3月末日</p> <p><b>【捕獲檻貸与】</b> 町所有のイノシシ捕獲檻 33 基、中・小型獣類捕獲檻 14 基を貸与し、猟友会中心に捕獲を行っている。</p> <p><b>【カラス捕獲小屋の設置】</b> 町内に 2 基設置しており、猟友会が駆除を行っている。</p> <p><b>【センサーカメラの活用】</b> 町所有のセンサーカメラで獣類の動きを把握することで、捕獲の効率化を図っている。</p> <p><b>【狩猟免許取得支援】</b> 狩猟免許の取得費用に対し全額補助金を交付している。 上限＝銃又はわな:21,000 円 ＝銃及びわな:31,000 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>銃人数</th> <th>わな人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )銃及びわな免許取得者</p>	年度	銃人数	わな人数	29	0	6	30	0	3	31	1	8	<p>イノシシの捕獲数が減少しているが、被害が依然として発生している。</p> <p>捕獲檻の数に限りがあるため、効率的な貸与が必要である。</p> <p>カラスは知能が高いため、捕獲が難しい。</p> <p>担い手を確保するため、本事業の周知が必要である。</p>
年度	銃人数	わな人数												
29	0	6												
30	0	3												
31	1	8												

	<p>【有害鳥獣捕獲事業】 幸田町鳥獣害対策協議会が主体となり、平成27年度から有害鳥獣の捕獲者に報償金を交付している。</p>	<p>国事業のため、規定に基づいた捕獲及び捕獲確認が必要である。</p>																		
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【町 防護柵設置補助】平成22年度より農産物被害を防止するための防護柵等の資材費に対し補助金を交付している。(獣害対策事業費補助金) 補助率＝資材費の2分の1以内。 上限50万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>距離(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>1,447</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>601</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>2,203</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>(予定)3,555</td> </tr> </tbody> </table> <p>【協議会 侵入防止柵設置】 平成27年度から幸田町鳥獣害対策協議会により、被害地区を対象に侵入防止柵の設置を開始し、平成29年度で完了とした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>距離(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27</td> <td>7,552</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>3,190</td> </tr> </tbody> </table>	年度	距離(m)	H29	1,447	H30	601	R1	2,203	R2	(予定)3,555	年度	距離(m)	27	7,552	28	5,840	29	3,190	<p>半額は自己負担であり、農家にとって負担が大きい。</p> <p>設置した侵入防止柵を定期的に見回り、破損箇所の修繕等の管理が必要である。</p>
年度	距離(m)																			
H29	1,447																			
H30	601																			
R1	2,203																			
R2	(予定)3,555																			
年度	距離(m)																			
27	7,552																			
28	5,840																			
29	3,190																			

(5) 今後の取組方針

- ・農家への被害状況調査を継続的に実施し、正確な被害状況の把握に努める。
- ・狩猟免許取得支援事業の周知を徹底し、捕獲の担い手増加を目指す。
- ・設置した侵入防止柵の管理を徹底することで、被害減少を目指す。
- ・放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、廃棄農作物の適正処分等の環境整備を推進する。
- ・『捕獲』と『防御』の両方の取組みを地元住民、猟友会、JA、町、その他関係機関と連携して実施していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

引き続き、幸田町と幸田猟友会が連携して捕獲体制を整える。  
猟友会以外の担い手による捕獲について検討する。

(2) その他捕獲に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取組内容
R3年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ 小・中型獣類 鳥類	・捕獲檻を追加導入し、捕獲数の増加を図る。 ・センサーカメラを活用し、捕獲の効率化を図る。 ・狩猟免許取得を推進し、捕獲の担い手を確保する。 ・新たな捕獲器具の導入を検討する。 ・情報共有を徹底し、関係機関一体となって捕獲を進める。
R4年度	同上	同上
R5年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績及び被害状況からの推定値により設定する。 ※ただし、狩猟による捕獲数は含めないものとする。

鳥 獣 名	R3年度	R4年度	R5年度
イノシシ	100	100	100
ニホンザル、ニホンジカ	未定	未定	未定
ハクビシン	30	30	30
アライグマ、ヌートリア、タヌキ、アナグマ、キツネ、イタチ(オス)	30	30	30
カラス(ハシブト・ハシボソ)	160	160	160
カワウ、ドバト、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カルガモ、スズメ、キジ	60	60	60

捕獲等の取組内容

捕獲等の取組内容
<p>【イノシシ】 わなによる捕獲を実施する。</p> <p>【ニホンザル、ニホンジカ】 被害が拡大する場合、わなによる捕獲を実施する。</p> <p>【小・中型獣類】 わなによる捕獲を実施する。</p> <p>【鳥類】 銃又はわなによる捕獲を実施する。</p>

地元住民、猟友会、JA、町、その他関係機関が一体となった捕獲体制を整備していく。

(4) 許可権限委譲事項

愛知県事務処理条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、本計画により対象とされている鳥獣については、愛知県より権限委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	<b>【町 防護柵設置補助】</b> 2000m <b>【協議会 侵入防止柵整備】</b> 既設の侵入防止柵の修繕 及び必要に応じて追加設置	<b>【町 防護柵設置補助】</b> 2000m <b>【協議会 侵入防止柵整備】</b> 既設の侵入防止柵の修繕 及び必要に応じて追加設置	<b>【町 防護柵設置補助】</b> 2000m <b>【協議会 侵入防止柵整備】</b> 既設の侵入防止柵の修繕 及び必要に応じて追加設置

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ 小・中型獣類 鳥類	・加害鳥獣の生息状況の把握に努める。 ・狩猟免許の取得を促進する。 ・各鳥獣が嫌う、臭い・音・模様等、有効的な忌避方法を研究する。 ・放任果樹の除去、耕作放棄地の解消等の環境整備を推進する。
令和4年度	同上	同上
令和5年度	同上	同上

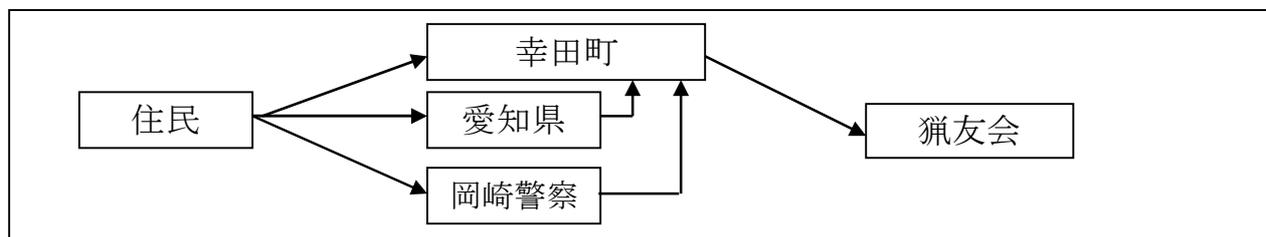
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

幸田町鳥獣害対策協議会は、警察署、消防署等関連機関と連携して、猟友会の応援により、現場にてすみやかに追い払いや捕獲を行なうものとする。

愛知県西三河農林水産事務所農政課、農業改良普及課とは情報の交換をおこなう。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣は埋却・焼却しており、今後も継続していく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品としての利用等、有効な利用方法を検討していく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	「幸田町鳥獣害対策協議会」
構成機関の名称	役割
西三河農林水産事務所農政課	農作物被害対策に関する指導・助言
西三河農林水産事務所農業改良普及課	農作物被害対策に関する指導・助言
幸田町農業委員会	農業被害情報の提供、対策の提案
あいち三河農業協同組合	農業被害情報の提供、対策の提案
愛知県農業共済組合	農業被害情報の提供、対策の提案
幸田猟友会	有害鳥獣捕獲、対策の提案
幸田町関係区長	被害情報の提供、対策の提案

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西三河県民事務所環境保全課	鳥獣の保護管理に関する指導・助言

(3)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町民(地元住民)及び農家へ鳥獣被害対策について理解と協力を周知する

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断されるときは、実態に合わせて修正を行う。